

平成24年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成24年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 国の行政機関（44機関）
- ・ 独立行政法人等（207機関）

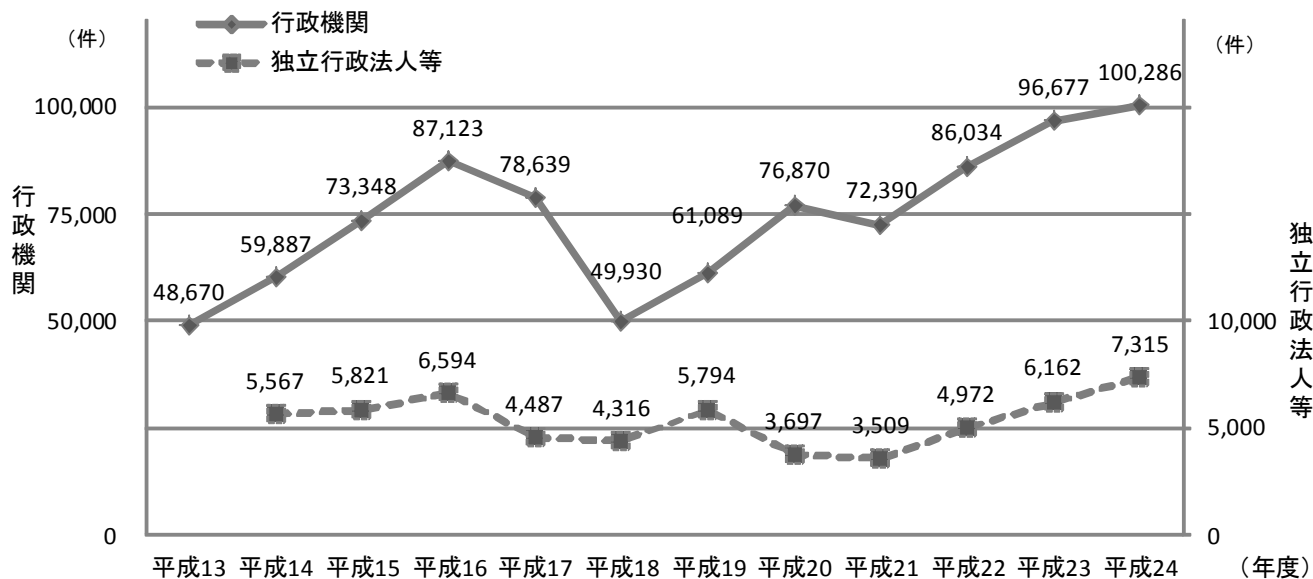
○ 対象期間

平成24年4月1日から25年3月31日までの状況について、平成25年3月31日現在で調査

1 開示請求の件数

平成24年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では100,286件、独立行政法人等では7,315件であり、いずれも過去最多となった。

○ 開示請求件数の推移



(注) 平成18年4月に高額納税者公示制度が廃止されたことに伴い、行政機関（国税庁）における開示請求件数が大幅に減少した。

○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	平成24年度	平成23年度	独立行政法人等	平成24年度	平成23年度
国土交通省	37,389	39,010	医薬品医療機器総合機構	1,593	1,192
法務省	29,486	25,690	国民生活センター	1,579	1,476
厚生労働省	12,167	11,904	日本年金機構	571	500
防衛省	5,477	4,710	都市再生機構	356	308
国税庁	3,523	3,265	東京大学	342	282
その他	12,244	12,098	その他	2,874	2,404
計	100,286	96,677	計	7,315	6,162

2 開示決定等の件数

平成24年度には、行政機関では、94,133件の決定がされ、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）は92,092件（97.8%）、このうち、全部を開示する決定が47,627件（50.6%）、一部を開示する決定が44,465件（47.2%）となり、また、不開示決定は2,041件（2.2%）となっており、これらの割合は前年度とほぼ同様の状況がみられる。

独立行政法人等では、6,362件の決定がされ、開示決定は5,708件（89.7%）、このうち、全部を開示する決定が2,708件（42.6%）、一部を開示する決定が3,000件（47.1%）となり、また、不開示決定は654件（10.3%）となっており、一部を開示する決定の割合が前年度より増加している。

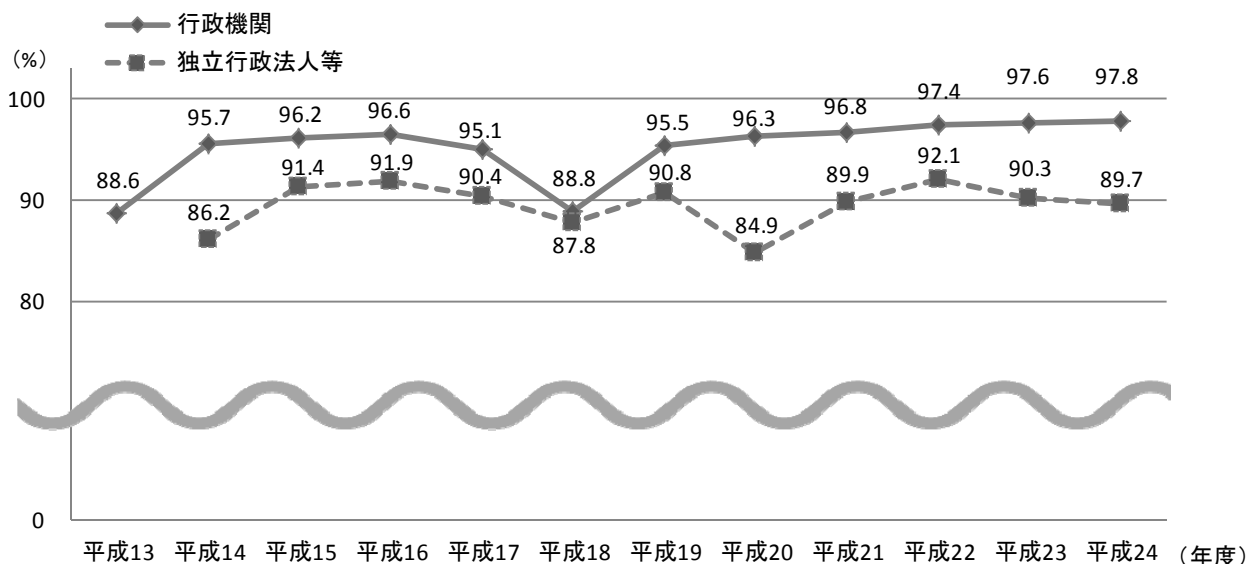
なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された（公益裁量開示）例はいずれもなかった。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関で3,021件、独立行政法人等で118件となっており、いずれも前年度より増加している。

(単位：件、%)

		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもの のうち) 公益裁量 開示	(開示決定したもの のうち) 開示実施 の申出なし	不開示 決定
				全部を開示	一部を開示			
行政 機関	平成24年度	94,133 (100)	92,092 (97.8)	47,627 (50.6)	44,465 (47.2)	0 (0.0)	3,021 (3.2)	2,041 (2.2)
	(参考) 平成23年度	83,712 (100)	81,671 (97.6)	42,983 (51.4)	38,688 (46.2)	8 (0.0)	2,159 (2.6)	2,041 (2.4)
独立行政 法人 等	平成24年度	6,362 (100)	5,708 (89.7)	2,708 (42.6)	3,000 (47.1)	0 (0.0)	118 (1.9)	654 (10.3)
	(参考) 平成23年度	5,403 (100)	4,876 (90.3)	2,597 (48.1)	2,279 (42.2)	0 (0.0)	62 (1.2)	527 (9.7)

○ 開示決定の割合の推移



3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（期限を開示請求者に通知）とする期限の特例が設けられている。

平成24年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に決定がされたものの割合は、行政機関が99.9%で前年度と同じ、独立行政法人等が99.2%で前年度より減少している。

(単位：件、%)

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの		期限の特例規定を適用したもの		合計		
		期限内に決定がされたもの (a)	期限を超過したもの (b)	期限内に決定がされたもの (c)	期限を超過したもの (d)	期限内に決定がされたもの (e)	期限を超過したもの (f)	期限内に決定がされたもの (a+c+e)	期限を超過したもの (b+d+f)	
行政機関	平成24年度	94,133 (100)	84,816 (90.1)	23 (0.0)	6,043 (6.4)	6 (0.0)	3,139 (3.4)	106 (0.1)	93,998 (99.9)	135 (0.1)
	(参考) 平成23年度	83,712 (100)	75,286 (89.9)	25 (0.1)	5,712 (6.8)	2 (0.0)	2,671 (3.2)	16 (0.0)	83,669 (99.9)	43 (0.1)
独立行政法人等	平成24年度	6,362 (100)	4,833 (75.9)	5 (0.1)	1,119 (17.6)	33 (0.5)	361 (5.7)	11 (0.2)	6,313 (99.2)	49 (0.8)
	(参考) 平成23年度	5,403 (100)	4,187 (77.5)	1 (0.0)	956 (17.7)	13 (0.2)	245 (4.6)	1 (0.0)	5,388 (99.7)	15 (0.3)

○ 期限を超過したもの（行政機関別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
内閣府	10	2	1
外務省	4	0	1
文部科学省	1	0	0
文化庁	0	2	0
厚生労働省	8	0	103
国土交通省	0	0	1
防衛省	0	2	0
計	23	6	106

○ 期限を超過したもの（独立行政法人等別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
医薬品医療機器総合機構	0	20	0
国立病院機構	1	0	0
日本原子力研究開発機構	0	0	1
水資源機構	3	0	0
東北大学	0	2	9
筑波大学	1	0	0
東京工業大学	0	1	0
京都大学	0	10	1
計	5	33	11

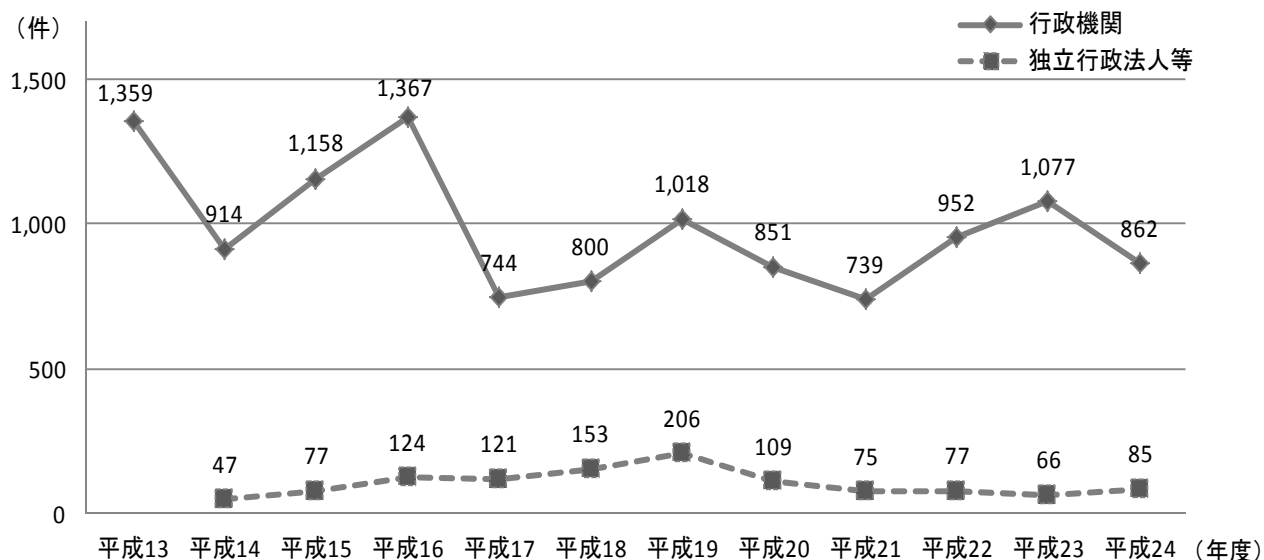
4 不服申立て

（1）不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成24年度にされた不服申立ての件数は、行政機関では862件と前年度より減少しており、独立行政法人等では85件と前年度より増加している。

○ 不服申立て件数の推移



(2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

① 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、不服申立て後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととした。

平成24年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間は、以下のとおりであり、90日を超えた件数の割合は、行政機関では13.4%と前年度より減少し、独立行政法人等では4.0%と前年度より増加している。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	785 (100)	61 (7.8)	619 (78.8)	105 (13.4)
(参考) 平成23年度	765 (100)	103 (13.5)	533 (69.7)	129 (16.8)
独立行政法人等	75 (100)	20 (26.7)	52 (69.3)	3 (4.0)
(参考) 平成23年度	49 (100)	18 (36.7)	31 (63.3)	0 (0.0)

○ 90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣府	4
総務省	1
法務省	6
外務省	3
厚生労働省	10
国土交通省	32
運輸安全委員会	1
海上保安庁	14
防衛省	34
計	105

独立行政法人等	件数
東北大学	2
京都大学	1
計	3

② 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成24年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は、以下のとおりであり、60日を超えた件数の割合は、行政機関では5.0%と前年度より減少し、独立行政法人等では3.2%と前年度より増加している。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	795 (100)	336 (42.3)	419 (52.7)	40 (5.0)
(参考) 平成23年度	616 (100)	351 (57.0)	220 (35.7)	45 (7.3)
独立行政法人等	63 (100)	39 (61.9)	22 (34.9)	2 (3.2)
(参考) 平成23年度	83 (100)	73 (88.0)	8 (9.6)	2 (2.4)

○ 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
法務省	2
外務省	10
中央労働委員会	1
国土交通省	6
防衛省	21
計	40

独立行政法人等	件数
日本学術振興会	1
筑波大学	1
計	2

5 訴訟

平成24年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では16件、独立行政法人等では2件となっている。

○ 訴訟（新規提訴）件数の推移

